平成２９年（フ）第４６２号
岡山市中区雄町466番地１　ラジアンスＣ棟201号室
債務者　渡邉美沙子（旧姓皆木）
１　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３号
長崎県雲仙市瑞穂町伊福甲940番地、旧住所東京都江東区大島６丁目１番６－1109号
債務者　福田　律江
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
栃木県宇都宮市今泉町2540番地８
債務者　川島　優子（旧姓酒井）
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０１号
愛知県岡崎市井ノ口新町３番地15　エトワールのりみつ102、前住所愛知県岡崎市百々西町９番地14　アムール青木102
債務者　津田ヨシノ
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
岡山市南区浦安南町146番地２、旧住所広島市南区西本浦町12番31－３－101号
債務者　山根　敏史
１　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第６６４号
福岡県大野城市雑餉隈町５丁目４番10号オベリスクオブＮＴ２Ｆ
破産者　株式会社ベルセノア
１　決定年月日　平成29年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５４号
栃木県河内郡上三川町大字多功1931－１　石崎団地404号、住民票上の住所栃木県真岡市久下田西２丁目15番地１
破産者　冨田　利雄
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７７号
埼玉県草加市北谷２丁目３番21号
破産者　株式会社新光
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１０８号
大阪府交野市倉治７丁目33番13号
破産者　黄金屋販売株式会社
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７号
岐阜県大垣市内原２丁目130番地１
破産者　ＫＭＲフーズ株式会社
１　決定年月日　平成29年11月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２５０号
沖縄県浦添市字経塚577番地４　Ｃａｓａ　Ｃａｌｍ　Ｋｙｏｕｚｕｋａ　301
破産者　我謝　　勇
１　決定年月日　平成29年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３９号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目19番８号
破産者　奥間　一輝
１　決定年月日　平成29年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４２９号
相模原市中央区富士見３丁目６番３号　ホーユウコンフォルト相模原103
破産者　上原　將寛
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目33番23号　グレイスロイヤル　103
破産者　早坂　千春
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８１号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番14－1442号　座間東原共同住宅
破産者　金子　玲子
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１０号
静岡県藤枝市清里２丁目36番地の６
破産者　加藤　裕樹
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部